

平成十九年法律第八十八号

更生保護法

目次

第一章 総則	第一節 目的等（第一条～第三条）
第二章 中央更生保護審査会（第四条～第十一条）	第二節 行政手続法の適用除外（第九十一条）
第三章 地方更生保護委員会（第十六条～第二十八条）	第五節 保護観察所（第二十九条～第三十条）
第四章 保護観察官及び保護司（第三十一～第三十二条）	第六節 保護観察（第三十二条）
第五章 仮釈放等（第三十三条～第三十四条）	第七節 仮釈放及び仮出場（第三十三～第三十四条）
第六章 少年院からの仮退院（第四十一条～第四十二条）	第八節 収容中の者の退院（第四十六条～第四十七条）
第七章 保護観察（第六十五条～第六十六条）	第九節 収容中の者の不定期刑の終了（第四十三条～第四十五条）
第八章 収容中の者の退院（第六十五条～第六十六条）	第十節 収容中の者の退院（第六十五条～第六十六条）
第九章 保護観察処分少年（第六十六条～第七十条）	第十一節 保護観察付執行猶予者（第七十八条～第七十九条）
第十章 少年院仮退院者（第七十一条～第七十四条）	第十二節 保護観察付執行猶予者（第七十八条～第七十九条）
第十一章 仮釈放者（第七十五条～第七十八条）	第十三節 生活環境の調整（第八十二条～第八十四条）
第十二章 保護観察付執行猶予者（第七十八条～第七十九条）	第十四章 更生緊急保護（第八十五条～第八十七条）
第十三章 刑執行停止中の者に対する措置（第八十八条）	第十五章 更生保護に関するその他の援助（第八十八条）
第十四章 刑執行停止中の者に対する措置（第八十八条）	第十五章 更生保護に関するその他の援助（第八十八条）
第十五章 刑執行停止中の者に対する措置（第八十八条）	第十六章 刑執行停止中の者に対する措置（第八十八条）

第六章 恩赦の申出（第八十九条・第九十条）

第七章 審査請求等（第九十二条～第九十六条）

第一節 審査請求（第九十二条～第九十六条）

第二節 雜則（第九十七条～第九十九条）

附則

第一章 総則	第一節 目的等（第一条～第三条）
第二章 中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）	第二節 雜則（第九十七条～第九十九条）

り、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

（設置及び所掌事務）

第四条 法務省に、中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第五条 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申し出をすること。

二 地方更生保護委員会がした決定について、この法律及び行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を處理すること。

（委員長及び委員の罷免）

第六条 法務大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるにふさわしくない非行為があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員長又は委員を罷免する。

（委員長及び委員の任命）

第七条 委員長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

（委員長及び委員の任期）

第八条 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかるわらず、委員長又は委員を任命することができる。

（運用の基準）

第九条 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。

（運用の基準）

第十条 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安心及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。

（運用の基準）

（運用の基準

<p>(審問)</p> <p>第十二条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。</p> <p>2 前項の規定による呼出しに応じないため再度同項の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がないのにこれに応じないとときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>3 第一項の規定による呼出しに応じた者に対しても、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、正当な理由がないのに陳述を拒んだ者に対しては、この限りでない。</p> <p>(記録等の提出の求め)</p>	<p>第十三条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、裁判所、検察官、刑事施設の長、少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。</p> <p>(協力の求め)</p>	<p>第十四条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者（以下「関係機関等」という。）に対し、必要な協力を求めることができること（政令への委任）</p>	<p>第十五条 第四条から第十一条までに規定するもののか、審査会の組織に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第三節 地方更生保護委員会</p> <p>(所掌事務)</p>	<p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条の処分を取り消すこと。</p> <p>二 刑法第三十条の行政官庁として、仮出場を許すこと。</p> <p>三 少年院からの仮退院又は退院を許すこと。</p> <p>四 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許すこと。</p> <p>五 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十二条第一項又は同条第一項及び第二項</p>
---	---	--	---	--

<p>第二十条 地方委員会に、事務局を置く。</p> <p>2 事務局の内部組織は、法務省令で定める。</p> <p>委員会議</p>	<p>第二十二条 第二十三条第一項の合議体は、同項第一号に掲げる処分又は同項第四号に掲げる申請をするか否かを判断するには、審理を行わなければならぬ。</p> <p>(審理における調査)</p>	<p>第二十五条 第二十三条第一項の合議体は、前条の審理において必要があると認めるときは、審理の対象とされている者（以下「審理対象者」という。）との面接、関係人にに対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。</p> <p>前項の調査を行う者は、その事務所以外の場所において当該調査を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>第二十六条 第二十三条第一項の合議体の決定は、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、五人未満の委員をもつて組織される地方委員会において、出席者が二人であるときは、その意見の一一致したところによる。</p> <p>(記録等の提出の求めに關する規定の準用)</p>	<p>第二十七条 第二十三条第一項の会議の調査について準用する。この場合において、同条第一項第一号に掲げる処分又は同項第四号に掲げる申請をするか否かを決するものとする。</p> <p>(決定書)</p>
<p>第二十八条 第二十四条の規定は、地方委員会について準用する。</p> <p>第四節 保護観察所</p> <p>(所掌事務)</p>	<p>第二十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 保護観察を実施すること。</p> <p>二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他の法令によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(協力等の求め)</p>	<p>第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、関係機関等に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。</p>	<p>方法により決定書の謄本をその者に送付して、行うものとする。ただし、急速を要するときは、法務省令で定める方法によることができる。</p> <p>刑」という。)について、その執行を受け終わったものとする処分をすること。</p>	<p>第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については、三人の委員をもつて構成する合議体で、その権限を行う。</p>

<p>第二十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 保護観察を実施すること。</p> <p>二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他の法令によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(協力等の求め)</p>	<p>第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、関係機関等に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。</p>	<p>方法により決定書の謄本をその者に送付して、行うものとする。ただし、急速を要するときは、法務省令で定める方法によることができる。</p> <p>刑」という。)について、その執行を受け終わったものとする処分をすること。</p> <p>第二十三条 第二十三条第一項の合議体の決定は、決定書を作成してしなければならない。</p> <p>(決定の告知)</p>	<p>第二十七条 前条の決定は、当該決定の対象とされた者に対し、これを告知することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>2 前項の決定の告知は、その対象とされた者に対して当該決定を言い渡し、又は相當と認める</p>
--	---	---	---

三 七日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておることが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。

四 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること。

五 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であつて、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。

六 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。

七 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けること。

八 その他指導監督を行ったために必要な事項（特別遵守事項の特則）

第五十一条の二 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第

第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、次条第四項の定めるところにより、規制薬物等（同法第二条第一項に規定する規制薬物等をいう。以下同じ。）の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための前条第二項第四号に規定する処遇を受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第二十七条の五に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

第一項の場合は、前項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に取り消す場合における第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とする。

第一項の規定は、同項に規定する者について、次条第二項及び第三項の定めるところによ

り仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「第二十七条の五」とあるのは、「第二十九条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する者について、仮釈放を許す旨の決定をした場合においては、前項の規定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事項の設定及び第一項の規定による猶予期間中の保護観察における特別遵守事項の設定は、釈放の時までに行うものとする。

5 前項の場合において、第三項において準用する第一項の規定により定められた仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第五十三条第二項の規定の適用においては、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第一項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第一項の規定の適用については、同項中「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。

（特別遵守事項の設定及び変更）

第五十二条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分があつたとき又は同条第四項の規定の適用については、同項中「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。

6 保護観察所の長は、前項の場合のほか、保護観察付執行猶予者について、法務省令で定めるところにより、当該保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を示すとともに、必要な資料を提示して、その意見を聴いた上、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。ただし、当該裁判所が不相当とする旨の意見を述べたものについては、この限りでない。

（特別遵守事項の取消し）

第五十三条 保護観察所の長は、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項（遵守すべき期間が定められている特別遵守事項であつて当該期間が満了したものその他の性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべきこととされる特別遵守事項であつて当該事実が生じたものを除く。以下この条において同じ。）につき、必要がなくなつたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを取り消すものとする。

（特別遵守事項の通知）

第五十五条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、特別遵守事項が定められ、又は変更されたときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、当該保護観察対象者に対し、当該特別遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次項に規定する場合については、この限りでない。

2 遵守事項を取り消す場合について準用する。

3 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項に限る。この場合にお

いて、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項を取り消すときは、保護観察所の長の申出によらなければならぬ。（一般遵守事項の通知）

5 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、法務省令で定めるところにより、同項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをして、裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。

6 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けたこと（その執行を終り、又はその執行を受けたこと）がなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつたこと（その執行を終り、又はその執行を受けたこと）により保護観察付執行猶予者を釈放するとき、又は第四十二条若しくは第四十七条の二の決定若しくは十一条において同じ。）につき、必要がなくなつたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。

（特別遵守事項の通知）

第五十六条 保護観察所の長は、少年院の長又は少年院の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項を定めることができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。

2 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、保護観察所の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項を定めることができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。

3 前項の場合において、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。

4 遵守事項を取り消す場合について準用する。

5 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定められている特別遵守事項につき、必要がなくなつたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、これを取り消すものとする。

6 前条第三項の規定は、前項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。

7 遵守事項を取り消す場合について準用する。

8 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定められている特別遵守事項につき、必要がなくなつたと認めるときは、法務省令で定められたときには、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、当該特別遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次項に規定する場合については、この限りでない。

9 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたときには、この限りでない。

行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容されている者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七條の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項で定めるところにより、当該保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針（以下「生活行動指針」という。）を定めることができない。

（生活行動指針）

第五十六条 保護観察所の長は、前項の規定により生活行動指針を定めたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者に対し、当該生活行動指針の内容を記載した書面を交付しなければならない。

保護観察所の長は、第一項の規定により生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならぬい。

（指導監督の方法）

第五十七条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によつて行うものとする。

一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。

二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること（第四号に定めるものを除く。）。

三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。

四 保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な

者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けけるよう、必要な指示その他の措置をとること。

④呆癡観察対象者が、当該呆癡観察対象者が

二 一 医療及び療養を受けることを助けること。
三 四 五 六 職業を補導し、及び就職を助けること。
教養訓練の手段を得ることを助けること。
生活環境を改善し、及び調整すること。
社会生活に適応させるために必要な生活指導。

4
保護観察所の長は、第一項又は第二項の規定による措置をとるに当たつては、保護観察対象者の自助の責任の自覚を損なわないよう配慮しなければならない。

者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けけるよう、必要な指示その他の措置をとること。

五 保護観察対象者が、当該保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること。

六 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同号に規定する援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者と必要な協議しなければならない。ただし、第五十一条第二項第七号の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しない。

四 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとったときは、同号に規定する援助の状況を把握するとともに、当該援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

五 第五十一条第二項第四号に規定する保護観察対象者について、第一項第四号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

六 保護観察所の長は、第一項第五号に規定する措置をとる場合において、第三十八条第三項の規定により同項に規定する事項が通知され又は第六十五条第一項の規定により同項に規定する心情等を聴取したときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を踏まえるものとす（補導援護の方法）

第五十八条 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。
一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

二 医療及び療養を受けることを助けること。
三 職業を補導し、及び就職を助けること。
四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
五 生活環境を改善し、及び調整すること。
六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他措置をとること。

(保護者に対する措置)

第五十九条 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護観察に付されている少年(少年法第二条第一項に規定する少年であつて、保護観察処分少年又は少年院仮退院者に限る。)の保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その改善更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる。

(保護観察の管轄)

第六十条 保護観察は、保護観察対象者の居住地(住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の居住地若しくは所在地)を管轄する保護観察所がつかさどる。

(保護観察の実施者)

第六十一条 保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とするべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

2 前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るために効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

(応急の救護)

第六十二条 保護観察所の長は、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないいため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合には、当該保護観察対象者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からその目的の範囲内で必要な応急の救護を得られるよう、これを援護しなければならない。

2 前項の規定による援護によつては必要な応急の救護が得られない場合には、保護観察所の長は、予算の範囲内で、自らその救護を行ふものとする。

3 前項の救護は、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

4 保護観察所の長は、第一項又は第二項の規定による措置をとるに当たっては、保護観察対象者の自助の責任の自覚を損なわないよう配慮しなければならない。(出頭の命令及び引致)

第六十三条 地方委員会又は保護観察所の長は、その職務を行うため必要があると認める場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該保護観察対象者を引致することができる。

一 正当な理由がないのに、第五十条第一項第四号に規定する住居に居住しないとき(第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊しないとき)。

二 遵守事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる十分な理由があり、かつ、正当な理由がないのに、前項の規定による出頭の命令に応ぜず、又は応じないおそれがあるとき。

地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、前項各号のいずれかに該当すると認める場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該少年院仮退院者又は仮釈放者を引致することができる。

4 第二項の引致状は保護観察所の長の請求により、前項の引致状は地方委員会の請求により、その所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官が発する。

5 第二項又は第三項の引致状は、判事補が一人で発することができる。

6 第二項又は第三項の引致状は、保護観察官に執行させるものとする。ただし、保護観察官に執行させることが困難であるときは、警察官にその執行を嘱託することができる。

7 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文及び第三項の規定(勾引に関する部分に限る。)は、第二項又は第三項の引致状及びこれら規定による保護観察対象者の引致について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「罪名」公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及

条の規定による申請をしたときは、前項の規定にかかるわらず、当該申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第六十条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十七条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。

4 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。

(収容中の特定保護観察処分少年の保護観察の停止)

第六十一条の四 特定保護観察処分少年について

少年法第六十六条第一項の決定があつたときにそ

とす。

(保護観察の一時解除)

第三十九条第三項の規定又は第六十八条の七第一項の規定により当該収容中の特定保護観察処分少年の住居が特定された場合には、その地を管轄する保護観察所の長)は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し必要があると認めるときは、特別遵守事項の設定、変更又は取消しに關し、地方委員会に対して意見を述べるものとする。

(収容又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携)

少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されたときは、当該決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどついた保護観察所の長は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し、少年院における矯正教育に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとする。

(収容又は収容可能期間の満了までの間、当該特定保護観察処分少年の保護観察は、停止するものとする)

前項の規定により保護観察を停止されている特定保護観察処分少年については、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条第一項の規定により保護観察を停止されている特定保護観察処分少年については、第六十条から第六十五条の四まで、第六十八条の二、第六十九条及び第七十条の規定は、適用しない。

3 特定保護観察処分少年の保護観察の期間は、少年法第六十六条第一項の決定により収容が行を停止し、第四十七条の二の決定により収容された時又は収容可能期間が満了した時からその進行を始める。

(収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等)

地方委員会は、少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されている特定保護観察処分少年(以下「収容中の特定保護観察処分少年」という。)について、第四十条の規定による収容可能期間の満了までの間に、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。

2 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなつたと認めるときは、第四十条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了までの間に、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、これを取り消すものとする。

(保護観察の解除)

第六十九条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、保護観察を継続する必要がなくなつたとする。

年法第六十六条第一項の決定があつたときにそ

とす。

(保護観察の一時解除)

第三十九条第三項の規定により当該収容中の特定保護観察処分少年について、その改善更生に資すると認めるときは、期間を定めて、保護観察を一時的に解除することができる。

(前項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年については、第四十九条、第五十一条、第五十二条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条から第六十五条の四まで及び第六十七条から第六十八条の二までの規定は、適用しない。

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用について

第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは、「第二号口及びハ並びに第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けれる」と認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放後又は収容可能期間の満了後の保護観察の実施に關し、少年院の長の意見を聴くものとする。

(収容中の特定保護観察処分少年の住居の特定)

地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について、収容可能期間の満了までの間に、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

(第六十八条の七)

第六十八条の七

地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について、収容可能期間の満了までの間に、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

(第六十八条の七)

第六十八条の七

地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、収容可能期間の満了までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないと認められる事情が生じたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、住居の特定を取り消すものとする。

(第六十八条の七)

第六十八条の七

- 5 仮釈放者の刑期は、第一項の決定によつてそ
の進行を停止し、第二項の決定があつた時から
その進行を始める。

6 地方委員会は、仮釈放者が第一項の規定によ
り保護観察を停止されている間に遵守事項を遵
守しなかつたことを理由として、仮釈放の取消
しをすることができない。

7 地方委員会は、第一項の決定をした後、保護
観察の停止の理由がなかつたことが明らかにな
つたときは、決定をもつて、同項の決定を取り
消さなければならない。

8 前項の規定により第一項の決定が取り消され
た場合における仮釈放者の刑期の計算について
は、第五項の規定は、適用しない。

(仮釈放者の不定期刑の終了)

第七十八条 地方委員会は、不定期刑に処せら
れ、仮釈放を許されている者であつて、仮釈放
前又は仮釈放中にその刑の短期が経過したもの
について、保護観察所の長の申出により、刑の
執行を終了するのを相当と認めるときは、少年
法第五十九条第二項の規定にかかわらず、決定
をもつて、刑の執行を受け終わつたものとしな
ければならない。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の決定につ
いて準用する。

(保護観察付執行猶予者)

第五節 保護観察付執行猶予者

(保護観察付一部猶予者の住居の特定)

第七十八条の二 第六十八条の七第一項及び第二
項の規定は、保護観察付一部猶予者について準
用する。この場合において、同条第一項及び第
二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「
刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間
の開始」と読み替えるものとする。

2 第三十六条第二項の規定は前項において準用
する第六十八条の七第一項及び第二項の決定に
関する審理における調査について、第三十七条
第二項の規定は当該審理について、それぞれ準
用する。

(検察官への申出)

5 仮釈放者の刑期は、第一項の決定によつてそ
（留置

(留置) 第八十一条 保護觀察所の長は、第六十三条第二項

- 第八十条（留置）
保護観察所の長は、第六十三条第二項の引致状により引致した保護観察付執行猶予者について、前条の申出をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、当該所に留置することができる。

前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致した日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であっても、前条の申出をする必要がなくなつたとき、検察官が刑事訴訟法第三百四十九条第一項の請求をしないことが明らかになつたときは、直ちに保護観察付執行猶予者を釈放しなければならない。

第一項の規定により留置されている保護観察付執行猶予者について、刑事訴訟法第三百四十九条第一項の請求があつたときは、裁判所にかかるわらず、同法第三百四十九条の二第一項の決定の告知があるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通常二十日を超えることができない。

刑事訴訟法第三百四十九条の一第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定をもつて、十日間に限り、前項のただし書の期間を延長することができる。この場合において、その決定の告知については、同法による決定の告知の例による。

第三項に規定する決定が保護観察付執行猶予者の刑の執行猶予の言渡しを取り消すものであるときは、同項の規定にかかるわらず、その決定が確定するまでの間、その者を継続して留置することができる。

第一項の規定により保護観察付執行猶予者が留置された場合において、その刑の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、その留置の日数は、刑期に算入するものとする。

第六十八条の三第四項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。

（保護観察の仮解除）

第八十一条 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者について、遵守事項及び生活

行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事

- 行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、現に健全な生活態度を保持しておらず、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができるとの認めるときにするものとする。

2 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号口及びハ並びに第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とす

る。

4 第一項に規定する処分があつたときは、その処分を受けた保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項は、その処分と同時に取り消されたものとみなす。

5 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、これらの規定による処分を取り消さなければならない。

(以下「収容中の者」と総称する。)について、

（以下「
その社会

- (以下「収容中の者」と総称する。)についてその社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2 地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3 地方委員会は、前項の措置をとるに当たつて必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人にに対する質問その他の方針により、調査を行うことができる。

4 第二十五条第二項及び第三十六条第二項の規定は、前項の調査について準用する。

(保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整)

第八十三条 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、前条第一項に規定する方法により、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

(勾留中の被疑者に対する生活環境の調整)

第八十三条の二 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認められたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができない。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行ふに当たつては、同項の被疑者の刑事上の手続きに関与している検察官の意見を聽かなければならぬ。

3 保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、第一項の規定による調査を行うことができない。

(準用)

第八十四条 第六十一条第一項の規定は、第八十
二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定
による措置について準用する。**第五章 更生緊急保護等**
第一節 更生緊急保護
(更生緊急保護)
この節において「更生緊急保護」と
は、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処
分による身体の拘束を解かれた後、親族からの
援助を受けることができず、若しくは公共の衛
生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿
泊、職業その他の保護を受けることができない
場合又はこれらの援助若しくは保護のみによ
つては改善更生することができないと認められる
場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与
し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所
への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助
け、職業を補導し、社会生活に適応させるために
必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は
調整を図ること等により、その者が進んで法律
を守る善良な社会の一員となることを援護し、
その速やかな改善更生を保護することをいう。**一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わ
た者**
**二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得
た者**
**三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の
言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者**
**四 前号に掲げる者のか、懲役又は禁錮につ
き刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護
観察に付されなかつた者**
**五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の
言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に
付されなかつた者であつて、その刑のうち執
行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終
わつたもの**
**六 檢察官が直ちに訴追を必要としないと認め
た者**
七 罰金又は料の言渡しを受けた者
**八 労役場から出場し、又は仮退院を許され
た者**
**九 少年院から退院し、又は仮退院を許された
者（保護観察に付されている者を除く。）**
**更生緊急保護は、その対象となる者の改善更
生のために必要な限度で、國の責任において、
行うものとする。**

3

4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上
の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれ
た後六月を超えない範囲内において、その意思
に反しない場合に限り、行うものとする。ただ
し、その者の改善更生を保護するため特に必要
があると認められるときは、第一項の措置のう
ち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与に
ついては更に六月を、その他のものについては
更に一年六月を、それぞれ超えない範囲内にお
いて、これを行なうことができる。

4

5 更生緊急保護を行うに当たつては、その対象
となる者が公共の衛生福祉に関する機関その他
の機関から必要な保護を受けることができるよ
うあつせんするとともに、更生緊急保護の効率
化に努めて、その期間の短縮と費用の節減を図
らなければならない。

6

6 更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要が
あると認められるときは、公共職業安定所は、
更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定
法（昭和二十二年法律第二百四十一号）の規定に
基づき、更生緊急保護の対象となる者の能力に
適当な職業をあつせんすることに努めるものと
する。

6 (更生緊急保護の開始等)

7 (更生緊急保護の開始等)

8 出をした者の刑事上の手続に関与した検察官又
はその者が収容されていた刑事施設（労役場に
留置されていた場合には、当該労役場が附置さ
れた刑事施設）の長若しくは少年院の長の意見
を聴かなければならぬ。ただし、仮釈放の期
間の満了によって前条第一項第一号に該当した
者又は仮退院の終了により同項第九号に該当し
た者については、この限りでない。

9 (費用の支弁)

10 (費用の支弁)

11 (費用の支弁)

12 (費用の支弁)

13 (費用の支弁)

14 (費用の支弁)

15 (費用の支弁)

16 (費用の支弁)

17 (費用の支弁)

18 (費用の支弁)

19 (費用の支弁)

20 (費用の支弁)

21 (費用の支弁)

22 (費用の支弁)

23 (費用の支弁)

24 (費用の支弁)

25 (費用の支弁)

26 (費用の支弁)

27 (費用の支弁)

28 (費用の支弁)

29 (費用の支弁)

30 (費用の支弁)

31 (費用の支弁)

32 (費用の支弁)

33 (費用の支弁)

34 (費用の支弁)

35 (費用の支弁)

36 (費用の支弁)

37 (費用の支弁)

38 (費用の支弁)

39 (費用の支弁)

40 (費用の支弁)

41 (費用の支弁)

42 (費用の支弁)

43 (費用の支弁)

44 (費用の支弁)

45 (費用の支弁)

46 (費用の支弁)

47 (費用の支弁)

48 (費用の支弁)

49 (費用の支弁)

50 (費用の支弁)

51 (費用の支弁)

52 (費用の支弁)

53 (費用の支弁)

54 (費用の支弁)

55 (費用の支弁)

56 (費用の支弁)

57 (費用の支弁)

58 (費用の支弁)

59 (費用の支弁)

60 (費用の支弁)

61 (費用の支弁)

62 (費用の支弁)

63 (費用の支弁)

64 (費用の支弁)

65 (費用の支弁)

66 (費用の支弁)

67 (費用の支弁)

68 (費用の支弁)

69 (費用の支弁)

70 (費用の支弁)

71 (費用の支弁)

72 (費用の支弁)

73 (費用の支弁)

74 (費用の支弁)

75 (費用の支弁)

76 (費用の支弁)

77 (費用の支弁)

78 (費用の支弁)

79 (費用の支弁)

80 (費用の支弁)

81 (費用の支弁)

82 (費用の支弁)

83 (費用の支弁)

84 (費用の支弁)

85 (費用の支弁)

86 (費用の支弁)

87 (費用の支弁)

88 (費用の支弁)

89 (費用の支弁)

90 (費用の支弁)

91 (費用の支弁)

92 (費用の支弁)

93 (費用の支弁)

94 (費用の支弁)

95 (費用の支弁)

96 (費用の支弁)

97 (費用の支弁)

98 (費用の支弁)

99 (費用の支弁)

100 (費用の支弁)

101 (費用の支弁)

102 (費用の支弁)

103 (費用の支弁)

104 (費用の支弁)

105 (費用の支弁)

106 (費用の支弁)

107 (費用の支弁)

108 (費用の支弁)

109 (費用の支弁)

110 (費用の支弁)

111 (費用の支弁)

112 (費用の支弁)

113 (費用の支弁)

114 (費用の支弁)

115 (費用の支弁)

116 (費用の支弁)

117 (費用の支弁)

118 (費用の支弁)

119 (費用の支弁)

120 (費用の支弁)

121 (費用の支弁)

122 (費用の支弁)

123 (費用の支弁)

124 (費用の支弁)

125 (費用の支弁)

126 (費用の支弁)

127 (費用の支弁)

128 (費用の支弁)

129 (費用の支弁)

130 (費用の支弁)

131 (費用の支弁)

132 (費用の支弁)

133 (費用の支弁)

134 (費用の支弁)

135 (費用の支弁)

136 (費用の支弁)

137 (費用の支弁)

138 (費用の支弁)

139 (費用の支弁)

140 (費用の支弁)

141 (費用の支弁)

142 (費用の支弁)

143 (費用の支弁)

144 (費用の支弁)

145 (費用の支弁)

146 (費用の支弁)

147 (費用の支弁)

148 (費用の支弁)

149 (費用の支弁)

150 (費用の支弁)

151 (費用の支弁)

152 (費用の支弁)

153 (費用の支弁)

154 (費用の支弁)

155 (費用の支弁)

156 (費用の支弁)

157 (費用の支弁)

158 (費用の支弁)

159 (費用の支弁)

160 (費用の支弁)

161 (費用の支弁)

162 (費用の支弁)

163 (費用の支弁)

164 (費用の支弁)

165 (費用の支弁)

166 (費用の支弁)

167 (費用の支弁)

168 (費用の支弁)

169 (費用の支弁)

170 (費用の支弁)

171 (費用の支弁)

172 (費用の支弁)

173 (費用の支弁)

174 (費用の支弁)

175 (費用の支弁)

176 (費用の支弁)

177 (費用の支弁)

178 (費用の支弁)

179 (費用の支弁)

180 (費用の支弁)

181 (費用の支弁)

182 (費用の支弁)

183 (費用の支弁)

184 (費用の支弁)

185 (費用の支弁)

186 (費用の支弁)

187 (費用の支弁)

188 (費用の支弁)

189 (費用の支弁)

190 (費用の支弁)

191 (費用の支弁)

192 (費用の支弁)

193 (費用の支弁)

194 (費用の支弁)

195 (費用の支弁)

196 (費用の支弁)

197 (費用の支弁)

198 (費用の支弁)

199 (費用の支弁)

200 (費用の支弁)

201 (費用の支弁)

202 (費用の支弁)

203 (費用の支弁)

204 (費用の支弁)

205 (費用の支弁)

206 (費用の支弁)

207 (費用の支弁)

208 (費用の支弁)

209 (費用の支弁)

210 (費用の支弁)

211 (費用の支弁)

212 (費用の支弁)

213 (費用の支弁)

214 (費用の支弁)

215 (費用の支弁)

216 (費用の支弁)

217 (費用の支弁)

218 (費用の支弁)

219 (費用の支弁)

220 (費用の支弁)

221 (費用の支弁)

222 (費用の支弁)

223 (費用の支弁)

224 (費用の支弁)

225 (費用の支弁)

226 (費用の支弁)

227 (費用の支弁)

228 (費用の支弁)

229 (費用の支弁)

230 (費用の支弁)

231 (費用の支弁)

232 (費用の支弁)

233 (費用の支弁)

234 (費用の支弁)

235 (費用の支弁)

236 (費用の支弁)

237 (費用の支弁)

238 (費用の支弁)

239 (費用の支弁)

240 (費用の支弁)

241 (費用の支弁)

242 (費用の支弁)

243 (費用の支弁)

244 (費用の支弁)

245 (費用の支弁)

246 (費用の支弁)

247 (費用の支弁)

248 (費用の支弁)

249 (費用の支弁)

250 (費用の支弁)

251 (費用の支弁)

252 (費用の支弁)

253 (費用の支弁)

254 (費用の支弁)

第十 四 八 条 この 章	<p>二 第二十五条第一項第一号の規定により居住する者（以下「旧犯罪者」という。）の特定法第二十六条第二項による廃止前の壳春防止の規定により、当該場所に宿泊すべき住居（第五十二条第十四項において準用する場合を含む。）の規定による改正前の壳春防止の規定により、当該場所に宿泊すべき住居又は附則第五条第一項の規定による廃止前の執行猶予による届出若しくは許可に係る住居</p> <p>三 第二十六条第二項を有することとされる場合に、当該場所に宿泊すべき住居（第五十二条第十四項において準用する場合を含む。）の規定による改正前の壳春防止の規定により、当該場所に宿泊すべき住居又は附則第五条第一項の規定による廃止前の執行猶予による届出若しくは許可に係る住居</p> <p>四 第二十六条第二項を有することとされる場合に、当該場所に宿泊すべき住居（第五十二条第十四項において準用する場合を含む。）の規定による改正前の壳春防止の規定により、当該場所に宿泊すべき住居又は附則第五条第一項の規定による廃止前の執行猶予による届出若しくは許可に係る住居</p>
----------------------------------	---

項第 第十 第三 条七 第五十 条第一 項及 び第六 十三 条	項第 第十 二条 第四 十九 条、第 五十一 条、第 五十二 条から 第五十九 条まで、 第六十一 条、第六 十二条、 第六十五 条から第 六十五条 までの四 び第六十八 条及 び第六十八 条	項第七 七条 第五十七 条第二 項、第 五十八条、 第五十九 条、第六十 一条、第六 十二条、 第五十 九条の四 及び第六 十八条並 びに附 則第五条 第一項の規 定によりな おその効力 を有すること とされる旧 犯罪者予防 更生法第三 十四条第一 項及び第三 十五条
同項中「以下「一 般遵守事項」とい う」とあるのは「 第一号口及び第 三号に掲げる事項 を除く」と、同項 の場合は「左に」 と、「左に」とある 旧犯罪者予防更生 法第三十四条第二 項	同項中「第三十 一条第三 项又は第三十八 条第一項の規定 により定められ た特別の遵守事 項のほか、左に」と ある場合は「左に」 と、「左に」とある 旧犯罪者予防更生 法第三十四条第二 項	同項中「第三十一 条第三 项又は第三十八 条第一項の規定 により定められ た特別の遵守事 項のほか、左に」と ある場合は「左に」 と、「左に」とある 旧犯罪者予防更生 法第三十四条第二 項

督を誠実に受け長期の旅行をする」とあるのは「あるのは「転げる」

この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条 第一項第一項に規定する事項	居又は七日以上の「旅行」とあるのは「転居」と、第六号中「遵守事項」とあるのは「第八号中第三項の規定により読み替え定にて適用される第五十条第一項に掲げる事項」
---------------------------------------	--

のは「附則第五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における執行猶予者による保護観察法の一部を改正する法律(平成十八年法律第十五号)による改正前の執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)第五条の規定による届出に係る居住」と、第八十一条第三項中「に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは、「第一号口及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」で、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により改め替えて適用される

(記録の保存等に関する経過措置)

第八条 地方委員会が旧犯罪者予防更生法、旧執行猶予者保護観察法又は旧乍春防止法の規定によりした決定に係る記録は、第九十七条第一項(新乍春防止法第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する審理及び決定に関する記録とみなす。

(費用の徴収に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に生じた旧犯罪者予防更生法第六十条第一項に規定する費用は、第九十八条第一項に規定する費用とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(調整規定)

(犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の廃止)
第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 犯罪者予防更生法
二 執行猶予者保護観察法
三 附則 (平成二五年六月一九日法律第四四二号)

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年
九号抄

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中更生保護法第五十五条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五

号の次に一号を加える改正規定及び同法第五十三条第一項の改正規定並びに次条第二項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一条第二項第六号（帝都防火法（昭和三十二年法律第百八十八号）第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前条ただし書きに規定する規定の施行前に次に掲げる中央又は地方の規則並びに規程の規定によるものとみなす。

書に規定する規定の施行前に沙に持てる規定とは言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

